

社会復帰促進等事業に係る平成20年度成果目標の実績評価及び平成21年度成果目標に関する総括表

1. 平成20年度新規事業及び平成21年度重点目標管理事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

上段:アウトカム指標 下段:アウトプット指標
◎:21年度重点目標管理事業 ☆:20年度新規事業

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度	21年度成果目標	備考
1	建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業	建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 事業対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、6.3%以上減少させる。 ③ 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を60%以上に高める。 ④ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ⑤ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う(630現場)。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う(293事業場)。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。	△	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 事業対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、15.4%以上減少させる。 ③ 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を67%以上に高める。 ④ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ⑤ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う(752現場)。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う(256事業場)。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。	◎
2	労働者の健康の保持増進対策事業	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場に対する具体的な取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援を行う事業を実施する。	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%以上とする。 ② THPのデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を80%以上とする。 ③ 上記事業を利用した事業場から、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を80%以上にする。 ① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を1,400回に達するようにすること。 ② THPのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ回数を7,500回に達するようにすること。	○	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を90%以上とする。 ② THPのデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を90%以上とする。 ③ メンタルヘルス対策支援センター事業及び上記2事業について、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を81%以上とする。 ① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を2,800回以上とする。 ② THPのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ数を4,700回以上とする。 ③ メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。	◎
3	危険性・有害性等の調査等普及促進事業	事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、危険性又は有害性等の調査の導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。	① 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を64%以上とする。 ② 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。 ① 機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく危険性・有害性等の調査等について50の改善事例を作成する。 ② 事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ③ 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を450事業場に対して行う。	△	① 業種別団体が事業場に対して実施する危険性又は有害性等の調査等に関する研修会に参加した事業場において、新たに危険性又は有害性等の調査等の導入を検討すると回答する割合を80%以上とする。 ② 企業外専門家による安全衛生診断を受けた事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。 ① 事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ② 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を500事業場に対して行う。	◎

4	化学物質管理の支援体制の整備	GHSに対応した化学物質管理マニュアル作成、GHSに対応したモデル表示・モデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成、リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行うとともに、国が定める化学物質のリスク評価を行い、事業者が行う化学物質管理の充実に資する。	① 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 ② 上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を90%以上とする。 労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める44物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価を実施する。	△	① 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 ② 上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を90%以上とする。 ① 平成20年度にリスク評価(初期評価)を実施した20物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた7物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める20物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ② ナノマテリアル吸入ばく露装置1基の試作及び代表的ナノマテリアル1物質を用いての装置の性能確認を行う。	◎
5	快適職場形成促進事業	喫煙対策をはじめ快適な職場環境の形成を図るため、快適職場指針及び喫煙対策ガイドラインの周知、アドバイザーによる快適職場推進計画の認定に係る業務(申請事業場に対する助言、計画の審査等)を行う。	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を89.4%以上とする。 都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。	△	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を92.1%以上とする。 都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。	◎
6	労働時間等の設定改善に向けた取組の推進	1 労働時間等設定改善援助事業 仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業集団に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う。 2 労働時間等設定改善推進助成金 労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業事業主団体に対して助成を行う。 3 職場意識改善助成金(平成20年度新規) 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。	1 労働時間等設定改善援助事業 ① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 2 労働時間等設定改善推進助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 3 職場意識改善助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 4 1週60時間以上働く雇用者の割合を平成15年(12.2%)と比較し、1割削減する。	△	1 労働時間等設定改善援助事業 ① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を3%以上上昇させる。 ② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 2 労働時間等設定改善推進助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を3%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 3 職場意識改善助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を3%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 4 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を平成18年(10.8%)と比較して1割削減する。	◎
7	個別労働紛争対策事業	1 総合労働相談窓口の運営 2 個別労働紛争の自主的解決の援助 3 都道府県労働局長による紛争解決の援助	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のものの割合を94%以上とする。 助言・指導申出受付件数(平成20年度計画数:6,261件)	○	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を94%以上とする。 助言・指導申出受付件数(平成21年度計画数:6,668件)	◎

8	派遣労働者等の労働災害防止対策推進事業	① 派遣労働者の安全衛生対策の徹底を図るため、派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。 ② 製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。			① 研修会の参加者について、派遣労働者の安全衛生対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ② 研修会の参加者について、製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ① 派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ② 製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。	◎
9	自動車運転者の長時間労働抑制のための支援等の推進事業	依然として長時間労働の実態にあるトラック運転者の就業環境の改善を図るため、長時間労働の抑制・改善基準遵守徹底に取り組んでいる好事例集の作成、好事例集を活用したセミナーの開催、荷主に対する広報などを実施するもの。	セミナーに参加したトラック事業者から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を80%以上得る。 全国3箇所計900のトラック事業者等を対象にセミナーを開催する。	△	① セミナーに参加したトラック事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。 ② セミナーに参加したバス事業者の80%以上から、「『運行計画作成支援システム(仮称)』を活用したい、または活用を検討したい」との回答を得る。 全国7箇所計1,400のトラック事業者を対象にセミナーを開催する。全国7箇所計700のバス事業者等を対象にセミナーを開催する。	☆
10	最新の知見による職業性疾病等の予防対策普及促進等事業	職業性疾病等について、国内外の第一線の学術研究員によるワークショップを開催するとともに、海外の規制、基準等を収集し、それに基づく専門家による検討等を行う。また、得られた知見等について、セミナー等を実施し、広く情報の共有・提供を図ること等により、予防対策の普及促進等を行う。	セミナーで提供された研究成果及び最新の知見を、今後の安全衛生活動に活用したいと回答した割合を80%とする。 ① 学術研究員によるワークショップ開催回数 5回 ② ホームページアクセス件数 10,000件 ③ セミナー開催回数 6回	△	セミナーで提供された研究成果及び最新の知見を、今後の安全衛生活動に活用したいと回答した割合を80%以上とする ① 学術研究員によるワークショップ開催回数 4回 ② ホームページアクセス件数 7,000件 ③ セミナー開催回数 4回	☆

2. 複数年度目標管理事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度合	21年度成果目標	備考
11	テレワーク普及促進等対策	テレワーク相談センターの運営及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るほか、テレワークに関心のある企業等にテレワークを体験する機会を提供することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。	テレワーク・セミナーの出席者に対しアンケートを実施し、セミナーを踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上とする。 ① テレワーク相談センターにおける相談件数を600件とする。 ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を90名以上とする。	×	① テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について実務に活用できるレベルまで理解した」旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーを踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。 ③ テレワーカー人口を2010年までに就業人口の2割とする。 ④ 在宅型テレワークを行う者を2015年までに700万人とする。 ① テレワーク相談センターに対する相談件数を800件とする。 ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を90名以上とする。	

3. 社会復帰促進事業及び被災労働者等援護事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度合	21年度成果目標	備考
12	労災診療費審査体制等充実強化対策費	労災診療費請求内訳書(レセプト)等の点検(事務的審査)、診療費データの集積管理等を行わせることにより労災診療費の審査体制等の強化を図る。	受託者の審査点検にて、不適正と指摘した件数のうち、労働局審査において不適正な請求とされた件数の割合を90%以上とする。	○	受託者の審査点検にて、不適正と指摘した件数のうち、労働局審査において不適正な請求とされた件数の割合を95%以上とする。	

13	労災ケアサポート事業経費	労災年金受給者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、専門スタッフによる訪問指導等を行うなど、労災年金受給者等の生命に必要不可欠な援護等の実施。	本事業の利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。 労災年金受給者に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する	○	本事業の利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。 労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。	
14	高齢被災労働者対策費	高齢重度被災労働者の障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営。	入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。	○	入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。	
15	労災関係等調査研究	① 石綿による疾病に関する症例収集及び分析(20年度限り) ② 振動障害診断のための冷水浸漬皮膚温検査法(12℃5分法)に関する調査研究(20年度限り) ③ 長時間労働等就労環境に問題のある業種に関する調査研究(20年度限り)	① 症例収集及び研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。 ② 調査研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、検査手技の評価のための基礎資料を得る。 ③ 調査を適切に実施し、その分析結果をまとめ、実効ある対処方針等についても検討し、報告書にまとめる。	○	① 石綿小体の計測例の収集、分析を適正に実施することにより報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を作る。 ② 業務上疾病に関する医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。	
16	石綿確定診断等事業	石綿関連疾患に係る労災保険請求について、迅速・適切な給付を行うため、外部の医療機関等において、複数の専門家による石綿関連疾患の確定診断並びに石綿小体及び石綿繊維の計測の実施する。			労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼のあったものについてすべて疾患を確定する。	
17	石綿関連疾患診断技術研修事業	石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図る。			医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。 全国7地域において、1地域当たり3回、延べ630名を対象として研修を実施する。	
18	新規労災年金受給者支援経費	新たに労災年金受給者となった者に対して、労災保険制度や労災年金にかかる各種手続をはじめ、社会復帰のための指導を内容とした説明会を開催する。			本事業の利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る。 説明会を全国で170回以上開催する。	

4. 安全衛生確保等事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度合	21年度成果目標	備考
19	じん肺等対策事業	石綿取扱い事業等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。 ※ 平成20年度からは「危険有害な特定化学物質対策の推進事業」を一部廃止の上統合し、石綿にかかる実態調査、ばく露防止対策の検討等を行う。	① 離職後健診の受診率を61.0%以上にする。 ② 抜き打ちによる買取試験を行い、表示の不具合等軽微な不具合以外の不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。更に規格に適合しない重大な欠陥を生じない状態を維持する。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。	△	① 離職後健診の受診率を68.3%以上にする。 ② 事業運営の効率化により、買取対象型式数を82型式(過去2年間の実績(平均))以上とする。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。	

		※ 平成20年度からは「呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験の実施」を統合し、呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。	① 石綿健康管理手帳の新規交付数を3,370件(H19実績)以上とする。 ② 型式の計画買取り総数に対する買取率を100%とする。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会を8回実施する。		① 石綿健康管理手帳の新規交付数を5231件以上とする。 ② 買取り試験評価委員会の開催率を100%とする。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会を47回実施する。	
20	林業従事者等における安全衛生対策の推進事業	林業において多発する「かかり木」による労働災害を防止するため、巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図る。 また、林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対して巡回方式による特殊健診を実施する。	① 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。 ② 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において、高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を81%以上とする。 ③ 振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%以下とする。	○	① 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。 ② 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において、高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を83%以上とする。 ③ 林業巡回特殊健康診断については、当該特殊健診の結果、有所見が認められた労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施し、当該事業者のうち特殊健診結果に基づき事後措置を実施した又は実施する予定のものの割合を80%以上とする。補助対象とした7,500人の労働者を使用する事業者に対してもアンケート調査を実施し、補助対象とした労働者の7割以上が、次年度においては「自主的に受診する予定である。」旨の回答を得る。また、チェーンソー取扱事業者に対する特殊健診の受診勧奨については、未受診労働者に対する受診勧奨を実施し、受診した労働者の率の4%の増加を図ることとする。 ④ 事業者に対して指導等を行うことができる専門家を各都道府県ごとに製造業等、建設業、林業(木材製造業を含む。)の業種ごとに1名以上、業種計で3名以上養成する。 ⑤ 振動工具の製造・輸入業者に対する説明会において、出席者を対象とした今後の取組に係るアンケート調査を実施して今後見直した指針への取組を促し、出席者のうち当該指針に取り組む予定であるとするものの割合を80%以上とすることにより当該指針の実施を図る。	
			① 危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場) ② 高性能林業機械に係る研修会を実施する(23府県50名) ③ 全国で7500人に対し巡回形式の特殊健康診断を実施する。		① 危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場) ② 高性能林業機械に係る研修会を実施する(23府県50名) ③ 林業巡回特殊健康診断について、有所見労働者を使用する事業者及び補助対象とした7,500人の労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施する。 ④ 製造業等、建設業、林業(木材製造業を含む。)の業種ごとに、事業者に対して指導等を行うことができる専門家養成のための説明会を1回以上実施する。また、振動工具の製造・輸入業者に対する説明会を1回以上実施する。	
21	中小地場総合工事業者指導力向上事業	中小地場総合工事業者による下請業者に対する安全管理能力の向上等を図るため、現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等を行う。	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② モデル事業場への個別指導を実施する(293事業場)。 ③ モデル事業場の取組事例集を作成する。	○	事業対象事業場において、個々の事業場の安全管理状況を踏まえ、安全管理活動等労働災害防止対策の改善、向上に役立てた事業場の割合を80%以上とする。 ① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(76回)。 ② モデル事業場への個別指導を実施する(309事業場)。 ③ モデル事業場の取組事例集を作成する。	
22	安全衛生情報提供等事業	事業者の安全衛生活動に必要な情報を的確に提供するため、インターネットを通じて災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。技能講習修了者のデータの一元管理を行う。	① 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90.0%以上とする。 ② コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,862万件、高度視聴覚媒体の利用者数を13,916人、展示コーナーの利用者数を59,167人以上とする。 ① 死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。 ② 労働安全衛生法に基づき届出された新規化学物質を1,200件追加掲載する。	△	① 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90%以上とする。 ② コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,884万件、視聴覚媒体の利用者数を13,055人、展示コーナーの利用者数を62,239人以上とする。 ① 死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。 ② 労働安全衛生法に基づき届出された新規化学物質を1,200件追加掲載する。	
23	交通労働災害等防止対策の推進事業	交通労働災害を防止するため、事業場に対する個別指導等により、ガイドラインに基づく対策を推進する。	交通労働災害防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。	○	① 交通労働災害等防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理手法についての研修会において実施するアンケート調査において、「ITを活用した遠隔による安全衛生管理手法を理解し、当該手法の活用について検討する」と回答する参加者の割合を50%以上とする。	

			① 交通労働災害防止に関する指導を900事業場に対して実施する。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理について、実際の作業に適用し、実証を行うなどにより、実用可能な手法の検討を行う。		① 交通労働災害等防止に関する指導を900事業場に対して実施する。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理手法についての研修会を開催し、160名以上を参加させる。	
24	小規模事業場の産業保健活動推進事業	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。	小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)において、平成20年度に新たに申請した事業場が産業医による産業保健活動を実施する回数を1,300回以上にする。 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)における申請事業場数を522事業場以上とする。	×	① 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)において、平成21年度に新たに申請した事業場が産業医による産業保健活動を実施する回数を1,300回以上にする。 ② 産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保健活動の重要性・必要性について認識し、今後も当該活用を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得る。 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)における申請事業場数を522事業場以上とする。	
25	地域産業保健センターの整備事業	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については56,963人以上、事業者等については23,065人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上にする。 健康相談窓口の実施回数を26,378回以上とする。	△	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については56,963人以上、事業者等については23,985人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上にする。 夜間・休日の相談窓口の実施回数を3,943回以上とする。	
26	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	小規模事業場における安全衛生活動を促進するため、小規模事業場を主な構成員とする団体等に対し、団体が自主的に行う安全衛生活動に対し支援を行う。	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。 構成事業場会議の実施率を100%とする。	△	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。 構成事業場会議の実施率を100%とする。	
27	化学物質の有害性調査等事業	化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験を実施する。さらに、実験動物を用いた長期吸入試験等を行う施設として、昭和57年に、国が設立した日本バイオアッセイ研究センターについて、定期的に国の委託による試験の対象物質の変更を行うことから、これに伴う試験設備の変更を行う。また、施設建設から約20年を経過し施設の老朽化が進んでいることから実験の継続に必要な試験関連の設備を計画的に改修する。	— 委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成20年度に試験が終了する予定2物質について、試験結果を公表する。	○	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成21年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。	
28	労働災害防止対策費補助金	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体法の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ② 業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡者数について、平成19年と比して4%以上減少させる。 労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を39,240人以上とする。	△	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ② 業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡者数について、平成20年と比して4%以上減少させる。 ① 労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を36,800人以上とする。	

29	産業医学振興経費	産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るため、産業医科大学の運営に対する助成、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施等の事業について補助を行う。	① 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を80%以上とする。 ③ 医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。	△	① 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上とする。 ③ 医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。	
			① 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を500人以上とする。 ② 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これら講座等の参加者を700人以上とする。		① 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ② 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これら講座等の参加者を780人以上とする。	
30	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集团的に指導することにより法の履行確保を図る。	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。	○	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。	
			平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。		特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。	
31	未払賃金の立替払事業	企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払う。	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を「平均30日以内」を堅持し、平成19年度実績を定着させる。	○	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持すること。	
			① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持し、平成19年度実績を定着させるため、以下の措置を講じる。 ・原則週1回の立替払を堅持する。 ・審査マニュアル等の内容の充実や研修等を実施し、審査業務の標準化を図る。 ・ホームページの一層の充実、パンフレットの見直しを行う。 ② 立替払債権の確実な回収を図るため、民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。		① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について平均30日以内を維持するため、以下の措置を講じる。 ・原則週1回払いの堅持 ・立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂 ・ホームページの一層の充実 ② 求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講ずる。 ・破産事案における裁判手続への確実な参加 ・再建型倒産事案における債務承認書又は弁済計画書の提出督促、弁済の履行督促 ・事実上の倒産事案における債務承認書等の提出督促	
32	働き方改革トータルプロジェクトの推進事業	働き方の見直しにより、長時間労働の是正に取り組む中小企業に対して助成金を支給する。	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に、本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合を85%以上とする。	△	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合を85%以上とする。	
			中小企業労働時間適正化促進助成金の支給決定件数を100件以上とする。		中小企業労働時間適正化促進事業助成金の支給決定件数を140件以上とする。	
33	労働時間等相談センター事業の推進	主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺(全国33カ所)に労働時間等相談センターを設置し、長時間労働の是正、適正な労働時間管理、職場の安全及び健康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対して助言・説明を行う。 なお、17時以降や土曜日にも相談を受け付けることにより利用者の便宜を図る。	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。	△	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。	
			相談件数を55,650件以上とする。		相談件数を55,650件以上とする。	

34	新規起業事業場就業環境整備サポート事業	新規起業事業場に労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導、助言を行う。	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。	○	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。
			サポート実施事業者数を800社以上とする。		サポート実施事業者数を800社以上とする。
35	過重労働解消に向けた取組の推進事業	総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。	○	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。
			本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。		本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。
36	中小企業勤労者総合福祉推進事業 (廃止整理対象事業)	中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事業主が相協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事業を行うことに対し、国が補助を行い、中小企業勤労者の福祉の増進を図る。	サービスセンターの総会員数:97万人以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。	×	サービスセンターの総会員数 96万人以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。
			サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を46,133人以上とする。 ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。		サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を 46,133人以上とする。 ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。
37	中小企業退職金共済事業	中小企業退職金共済制度への加入に伴う事業主負担を軽減し、退職金制度の普及を図る。	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成19年度末2,911,000人)	○	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成20年度末2,951,352人)
			新規加入被共済者数(平成20年度:400,600人)		新規加入被共済者数(平成21年度:400,600人)
38	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業	技能実習生受入企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図るとともに制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。 ・安全衛生対策検討委員会の設置 ・実習生受入れ企業等に対する助言・指導等の実施 ・適正な労災保険給付の確保	JITCOが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.4%以下 ① 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 360件 ② メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件	○	JITCOが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.3%以下 ① 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ② メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上
39	家内労働者の安全衛生対策事業	家内労働者の安全衛生を確保するため、以下の事業を実施する。 1 家内労働者の災害防止状況、健康管理、作業環境等家内労働の実態を	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を80%以上とする。	○	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を80%以上とする。

		把握するため個別訪問し、適切な指導を行う。 2 家内労働者の安全衛生・健康管理について、委託者及び家内労働者の自主的取組を促進するため、自主点検及び集団指導を行う。 3 危険有害業務に従事する家内労働者が多くいる地域において、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防のため、家内労働者の健康相談事業を実施する。	家内労働安全衛生指導員による指導対象となる家内労働者及び委託者数、3,400人以上。		家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数、1,100人以上。	
40	働く女性の母性健康管理対策推進費	女性労働者・企業を対象として、母性健康管理の措置の実態に関する調査を全国的に実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析し、母性健康管理措置を推進していくための施策の提言を行う。 また、調査及び分析の結果を踏まえ、企業における母性健康管理に関する環境整備を進めるため、様々な媒体を活用し、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関する効果的な情報提供、周知・啓発を実施する。 さらに、産業医等産業保健スタッフ・企業の人事労務担当者を対象に研修を実施し、母性健康管理に関する必要な知識やノウハウを効果的に付与することにより資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。 母性健康管理サイトのアクセス数を100,000件とする。	○	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。 母性健康管理サイトのアクセス数を300,000件とする。	
41	女性と仕事総合支援事業	男性に比べ働く上で困難な状況に直面することが多い女性労働者に対し、職場でのストレスや過労等による精神的・身体的な問題に対処し、女性労働者が健康で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするための相談、情報提供などの事業を集中的に行う。	健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の85%以上から得る。 健康に関する相談件数 2,500件	○	健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」または「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の95%以上から得る。 ① 健康に関する相談件数2,700件 ② 健康問題に関するセミナー開催件数24回	
42	短時間労働者安全衛生対策推進費	正社員との均衡を考慮して短時間労働者の健康診断を実施する事業主に対して助成金を支給する。	① 短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 ② 助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を80%以上とする。 助成金支給件数(事業主向け助成金) 528件	○	① 短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 ② 助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を80%以上とする。 助成金支給件数(事業主向け助成金) 503件	

5. 平成20年度限りで廃止の事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度	21年度成果目標	備考
43	海外巡回健康相談事業	海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を90%以上得る。	○		
44	2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築	2007年問題をはじめとする労働現場の変化、これに伴う事業場における安全衛生水準の低下に対応するため、近年進歩の著しいIT技術を駆使した新たな安全衛生管理手法の構築を図る。	ITを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、参加者のうち「ITを活用した安全衛生管理システムを理解し、当該システムの活用について検討する」と回答する割合を50%以上とする。(平成20年度までの時限事業)	○		

			ITを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、100名以上を参加させる。		
45	総合的短時間労働者対策推進費 (廃止整理対象事業)	短時間労働者の雇用管理の改善に向けた取組を実施する事業主に対して助成金を支給する。	短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給の1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。	△	
			助成金支給件数(事業主向け助成金) 245件		

6. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構)

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成割合	21年度成果目標	備考
46	労災病院の運営	労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 また、各都道府県に設置してある産業保健推進センターと連携し、事業主及び勤労者に対する健康確保に関する啓発活動、職場環境の改善指導等を行い、事業場における産業保健活動の支援を行う。 さらに、民間病院では行うことが困難な勤労者医療を全国的なネットワークを構築して提供し、被災労働者の早期職場復帰のほか、勤労者の健康確保に資する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は、以下のとおり。 ① 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を80%以上得る。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は、以下のとおり。 ① 各労災疾病研究センターにおいて、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータベース(ホームページ)を構築し、既存のデータベース(ホームページ)と合わせてアクセス件数100,000件以上を得る。 ② 地域医療連携室において次のような取組を行う。 ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、15,000人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ25,000件以上の受託検査を実施する。 ③ 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、63,000人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。	△	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は、以下のとおり。 ① 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を80%以上得る。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は、以下のとおり。 ① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防医療などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を131,000件以上を得る。 ② 地域医療連携室において次のような取組を行う。 ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を50%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、20,000人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ30,000件以上の受託検査を実施する。	
47	医療リハビリテーションセンターの運営	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターを始め広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	

48	総合せき損センターの運営	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。
49	労災リハビリテーション作業所の運営	入所者の自立更正の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図る。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 在所者個々の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援や、作業内容の見直しを行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。
50	納骨堂の運営	産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。	独立行政法人労働者健康福祉機構の20年度計画を達成する。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。
51	産業保健推進センターの利用促進事業	労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修、相談を実施する。また、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ① 産業保健担当者に対し、各地域のニーズに応じて延べ2,700回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を10,000件以上確保する。 ② 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については1,000,000件以上得る。 ③ 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修のテーマや内容に関する専門化による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の補充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3,400回以上の研修を実施する。 ② 産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した人的資源の拡充に努め、相談体制の効率化を図るとともに、専門家による迅速な回答を推進する事等により、相談件数を15,000件以上確保する。 ③ 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、ホームページのアクセス件数を1,500,000件以上得る。 ④ 地域産業保健推進センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。
52	勤労者予防医療センターの運営	勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を80%以上得る。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。

			独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ148,000人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,000人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,700人以上実施する。		独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ2,400人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。
53	海外勤務健康管理センターの運営 (平成21年度限り廃止事業)	海外派遣労働者に対する健康診断を行うほか、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報について調査・研究を行い、そのデータを随時提供する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を90%以上得る。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ① 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を15,000人以上確保する。 ② 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、55,000件以上のアクセスを得る。	○	① 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、55,000件以上のアクセスを得る。 ② 海外勤務健康管理センターでこれまで積み上げてきた知見の活用が図られるよう、以下の取組を行う。 ア 研修については、これまでの資料等を整理し、他の機関においても活用できるよう取りまとめる。 イ FAX・メール相談は、他の機関においても活用できるよう事例集として取りまとめる。 ウ 海外勤務者の健康管理に関する研究についての成果物を作成するとともに、他の機関でも活用できるよう研究データベースの整備を行う。

7. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構以外)

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度合	21年度成果目標	備考
54	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行う。	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。(対象期間:平成18年4月～平成23年3月)なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。	△	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。(対象期間:平成18年4月～平成23年3月)なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。	

55	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金	労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。 1 労働政策についての総合的な調査及び研究 2 労働政策についての情報及び資料収集・整理 3 労働政策の研究促進のための研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣 4 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言 5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修	① 外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ② プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③ 課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④ 調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤ 情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥ 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	△	① 外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ② プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③ 課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④ 調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤ 情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥ 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	① とりまとめた研究成果数(総数(14テーマ)、プロジェクト研究(7テーマ)、課題研究(7テーマ)) ② ニュースレター発行回数(12回)、メールマガジン発行回数(90回以上) ③ 情報収集の成果数(100件以上) ④ 研修生数(3,962人)及びそのうち研修が有意義だったと回答した数(3,368人)
----	-------------------------	---	--	---	--	---

8. 実績集計中の事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標集計中	21年度成果目標	備考
56	障害者職業能力開発校経費	障害者の訓練機会及び訓練職種等についての分析調査並びに障害者職業能力開発校の施設等の整備を行う。	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。		障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。	